

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 昭和三十年度追加更正予算等肥料の登録
- 土地改良事業計画の縦覧
- 土地の公用廃止
- 肝てつ検査等の実施
- 積雪寒冷単作地区の追加指定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 理容師、美容師試験合格者

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第五十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条五經濟部中「衛生係」の下に「酪農係」を加える。

第五十七条道路路課中

鳥取県補償審査会

特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百十号

昭和三十年十二月二日定例県議会の議決を経た昭和三十年年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十年度特別会

計果立学校実習費歳入歳出追加更正予算、同畜牛増殖奨励事業費歳入歳出追加予算、同県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算並びに同務青事業費歳出更正予算は次のとおりである。

昭和三十年十二月十六日

鳥取県知事 渡 邊 祝

昭和30年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款 項	科 目	今 回 追 加 (更正)予算額	手 帳 数 出 金	今 回 追 加 (更正)予算額
2	地 方 譲 与 税	67,793,000	2	4,061,000
4	公企業及び財産収入	12,819,000	7	142,441,000
5	財 産 收 入	12,819,000	1	8,547,000
6	分担金及び負担金	△ 1,500,000	2	129,398,000
1	負 担 金	△ 1,500,000	1	4,496,000
6	使用料及び手数料	8,271,000	3	4,725,000
1	使 用 料	4,210,000	1	4,725,000
			8	4,725,000
			11	5,880,000
			2	200,000
			3	60,000
			5	3,073,000
			6	2,547,000
			12	4,286,000
			1	△ 4,286,000
			1	236,143,000

2	果 庁 費	605,000	1	教育委員会費	1,700,000
3	人事委員会費	60,000	6	定時制高等学校費	597,000
5	東京事務所費	545,000	8	盲ろうお学校費	147,000
3	警 察 消 防 費	14,626,000	11	社会教育費	344,000
1	公安委員会費	220,000	12	教育研究指導費	2,204,000
2	警察職員費	4,313,000	13	体育保健費	580,000
3	警察行政費	10,048,000	14	教育施設費	12,532,000
4	消 防 費	45,000	6	社会及び労働施設費	6,752,000
1	土 木 費	103,262,000	1	生活保護費	399,000
2	道路橋梁費	59,500,000	2	社会福祉費	4,070,000
3	河 川 費	△ 715,000	3	児童保護費	315,000
4	港 灣 費	11,761,000	4	婦人児童福祉費	37,000
5	砂 防 費	11,150,000	5	国民健康保険費	300,000
6	都市計画費	5,400,000	6	世 話 費	474,000
7	災害復旧費	5,801,000	7	労 政 費	165,000
8	建 築 費	9,283,000	8	職業安定費	992,000
8	土 木 諸 費	1,082,000	7	保 健 衛 生 費	10,713,000
5	教 育 費	18,104,000	1	保 健 所 費	1,684,000

1	県立病院費	30,000,000
3	抜充費	30,000,000
	歳出合計	30,000,000

昭和30年度特別会計発電事業費歳出更正予算

1	播磨発電事業費	0
1	播磨発電事業費	0

2	小鹿発電事業費	0
1	小鹿発電事業費	0
	歳出合計	0

鳥取県告示第六百一十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
昭和三十年十二月十六日
鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 肥料の名称 含有する主成分の最小量(%) 住 生 産 業 者 名

鳥取県 中山梨特号
第二二六号
窒素全量 六・三
磷酸全量 六・八
加里全量 六・五
内水溶性加里 六・七
一

東伯郡中山村字下甲 下中山農業協同組合
二九〇 組合理事
前野 茂樹

鳥取県告示第六百一十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、泊村原土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて決のように縦覧

に供する。
昭和三十年十二月十六日
鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
二 縦覧の期間
昭和三十年十二月十七日から昭和三十一年一月五日まで

三 縦覧の場所 東伯郡泊村役場
四 異議の申立
利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百一十三号
次の土地はその公用を廃止する。
昭和三十年十二月十六日
鳥取県知事 遠藤 茂

一 東伯郡東郷町大字長江九五七番地先
通路 三坪八合二勺
二 東伯郡東郷町大字長江九六〇番地先
通路 三坪九合五勺
（関係図面は県土木部管理課に保管）

鳥取県告示第六百一十四号
次のように肝て、つの検査及び駆除を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。
昭和三十年十二月十六日
鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 肝て、予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、但し生後四箇月以内及び分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、注射の別及びその方法
 検査——渡辺氏法虫卵検査アンチゲン皮内反応検査
 駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表	実施月日	実施区域	実施場所
	十二月二十日	倉吉市	同上
	二十一日	東伯郡関金町	
	二十二日	倉吉市	
	二十三日	東伯郡泊村	
	二十四日	羽合町	

鳥取県告示第六百十五号

昭和二十六年七月鳥取県告示第三百五十一号をもつて公示した積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第三項の規定に基く積雪寒冷単作地区に次の区域を昭和三十年十二月一日追加指定した。
 昭和三十年十二月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂
 米子市のうち彦名、崎津、大篠津、和田、富益及び夜見地区
 気高郡気高町のうち酒津地区
 西伯郡境港町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。
 昭和三十年十二月十六日
 鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道
 一日 時 昭和三十年十二月十六日午前十一時
 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
 三 議題 昭和三十一年度予算について

公 告

昭和三十年十二月施行した理容師、美容師試験に合格した者は、次のとおりである。
 昭和三十年十二月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 理容師

- | | | |
|--------|--------|-------|
| 谷口 幸、 | 小谷 忠、 | 米原 幸子 |
| 高橋 文子、 | 水谷多麻伎、 | 中井 一男 |
| 丸山 泰史、 | 織田 敏夫、 | 田中 忍 |
| 鳥飼 諭、 | 西村 和夫、 | 岡田 文恵 |
| 西川 公之、 | 吉田 澄子、 | 藪田 芳枝 |
| 尾崎三枝子、 | 村田 義夫、 | 矢田 貢 |
| 藤井 宗隆 | | |
- 計 一九名

二 美容師

- | | | |
|--------|--------|-------|
| 景崎 宮子、 | 天野 楫子、 | 足立 能子 |
| 倉本伊都子、 | 北邑百合子、 | 中村 蔦枝 |
| 礎田 操枝、 | 梶川 琴恵、 | 浦浜 清子 |

- | | | |
|--------|--------|-------|
| 田中ツグエ、 | 福谷 文枝、 | 前田 和恵 |
| 丸谷佐繪子、 | 中嶋 絹子、 | 松川 節子 |
| 前田恵美可、 | 安部 良野、 | 中島 壽子 |
| 柏原 孝美 | | |
- 計 一九名